

共同デスク 11号 (5月23日)

東京国公だより 33号

関ブロニュース 23号

【電話】 03-3501-6973

【FAX】 03-3500-4391

【Eメール】

office@tk-kokko.org

URL : <http://tk-kokko.org/>



2裁判で逆転勝利だ！

九後氏（賃金）、草川氏（社保原告）堂々の決意表明



国公労連は5月22日の昼休みに、賃下げ違憲訴訟と社保庁分限免職取消訴訟（京都事案）の最高裁判所要求行動を行いました。また、行動終了後には最高裁要請もを行い、最高裁段階での逆転勝利をめざすと大きくみとられました。

賃下げ違憲訴訟・社保庁分限免職
最高裁は口頭弁論を開き労働者を
救済する判決を！ 国公労連22日最高裁前行

最高裁は公平適正に解決する役割を果たせ

要求行動の冒頭に主催者挨拶として橋本国公労連副委員長は「今日は、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告にもとづかず、平均7・8%もの賃下げを

強行した国に対し、憲法28条違反だと提訴した訴訟

と、社保庁の廃止・解体で525人もの国家公務員を分限免職処分した、処分の取り消しを求めて全国で裁判闘争を行っているうち、先行する京都事案の訴訟について、最高裁が公正な審理を行うよう要請する行動。

結成以来42年を迎える国公労連が、最高裁まで複数の裁判を同時にたたかうのは初めて。身分と雇用の保障、賃金・労働条件の不利

益変更などに関わって、事実上、無権利状態におかれている公務員労働者の権利を確立するために、負ける訳にはいかない」とあいさつしました。

続いて、単組を代表して

九後全労働書記次長は「当時、賃下げ提案を行った政府は、財政事情を示す資料や財政立て直しの道筋もともに示さず、賃下げを強行した。裁判所のパンフレットには『ルールが守られないことよって生じる紛争を公平適正解決する役割を果たすのが裁判所』と書いてある。この立場なら、私たちの主張を認めるべきだ」と訴えました。

続いて、社保庁闘争の当

該単組である全厚生 of 山本委員長は「この間の4地裁一高裁の判決は、『社保庁職員悪』論から脱却できていない。分限免職の処分を受けた当時の社保庁パッシングがまだ残っている。4月25日の札幌地裁判決では、手続きに瑕疵があっても分限処分に違法性はないとしており、断じて許されな

い。このたたかい、人権裁判としてたたかい抜く決意

だ。最後まで支援をお願いしたい」と引き続き支援を訴えました。

最後に、京都原告の草川さん(写真左)は、「7年6

か月が経過しようとしているが、当時のことを思うと悔しくて、悲しくて仕方がない。分限免職直後は、平日電車に乗ってスーツを着



ている人を見ると自分は何をしているのかと卑下していた。自分には懲戒処分歴がないが、公務員で働き続けたいという希望がかなえられず分限免職となった。国立病院や国立大学が独法などになった時には誰も首切りにあつていない。最高裁判所には正しい判断を願っている」と訴えました。最後に、最高裁判所に向かってシュプレヒコールを行い、要求行動を終えました。

要求行動終了後、岡部国公労連委員長を先頭に3人の要請団で、最高裁に京都事案の署名、団体34筆、個人1171筆を提出し弁論を開くように要請しました。